

報告第 1 5 号

専決処分の報告について《除雪車物損事故（久美浜町島 R5. 1. 29）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(別記)

専決第 1 5 号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 5 月 2 6 日

京丹後市長 中 山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市久美浜町島地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和 5 年 1 月 2 9 日、京丹後市久美浜町島地内において、本市の除雪業務を受託している事業者が、除雪車を使用し、市道友重島 2 号線の除雪作業を行っている際、方向転換のため後退したところ水門ゲートに接触し、相手方水門ゲートを破損させる損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 8 2 5 , 0 0 0 円

3 損害賠償の相手方 久美浜町島区